

総合庁舎ほか井戸用ろ過設備点検保守業務委託契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と ○○○（以下「乙」という。）とは、総合庁舎ほか井戸用ろ過設備点検保守業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、別に定める 総合庁舎ほか井戸用ろ過設備点検保守業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する設備の点検整備委託業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税額（以下「委託料等」という。）は、次のとおりとする。

委	託	料	金○○○円
			(令和 7年度 年額金○○○円)
			(令和 8年度 年額金○○○円)
			(令和 9年度 年額金○○○円)
			(令和10年度 年額金○○○円)
消費税及び地方消費税額			金○○○円
			(令和 7年度 年額金○○○円)
			(令和 8年度 年額金○○○円)
			(令和 9年度 年額金○○○円)
			(令和10年度 年額金○○○円)
合		計	金○○○円
			(令和 7年度 年額金○○○円)
			(令和 8年度 年額金○○○円)
			(令和 9年度 年額金○○○円)
			(令和10年度 年額金○○○円)

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金○○○円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

※ 契約保証金を納付させない場合（財務規則第101条第2項該当）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（報告書の提出）

第9条 乙は、仕様書に基づき点検を実施するものとし、点検を実施したときは、実施報告書（以下「報告書」という。）に点検の状況を撮影した写真を添付の上、速やかに甲に提出しなければならない。

2 甲は、報告書を受理したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に連絡するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の連絡があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

第10条 乙は、次表の実施期間における全ての点検について、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の連絡があったときは、甲に当該期間に係る委託料の支払請求書を提出するものとする。

実 施 期 間	金 額	実 施 期 間	金 額
令和 7 年 1 0 月～ 1 2 月	円	令和 8 年 1 月～ 3 月	円
令和 8 年 4 月～ 6 月	円	令和 8 年 7 月～ 9 月	円
令和 8 年 1 0 月～ 1 2 月	円	令和 9 年 1 月～ 3 月	円
令和 9 年 4 月～ 6 月	円	令和 9 年 7 月～ 9 月	円
令和 9 年 1 0 月～ 1 2 月	円	令和 1 0 年 1 月～ 3 月	円
令和 1 0 年 4 月～ 6 月	円	令和 1 0 年 7 月～ 9 月	円

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して 30 日以内に乙に当該期間に係る委託料を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1） 正当な理由なく、仕様書に定める点検を実施しないとき。
- （2） 乙の責めに帰すべき理由により、委託業務を継続することが困難になったと認められるとき。
- （3） 乙の業務の実施が著しく不誠実であること、その他この契約に違反したことにより、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- （4） 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時設備維持管理業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認

められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められるとき。

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク 乙が、アからカまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（費用の負担）

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 河野 俊嗣

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、本契約第6条に定める場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料の返還等)

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲

が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第 9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（事故報告）

第 10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

総合庁舎ほか井戸用ろ過設備点検保守業務委託仕様書

1 適用

委託業務の実施は本仕様書及び建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修令和５年版）に基づいて行う。

なお、記載のない事項で業務の性質上実施が必要な場合は、そのつど委託者と受託者で協議する。

2 点検保守業務の対象範囲

井戸用ろ過・造水・滅菌装置。

装置の概要については以下のとおり。

3 委託場所及び装置構成

- | | |
|--------|---|
| (1)所在地 | 日南市戸高 1 丁目 12 番地 1 |
| 庁舎名 | 宮崎県日南総合庁舎 |
| 装置構成 | 井戸用水中ポンプ、ろ過装置(2 台)、受水槽、薬注装置(2 台)、
加圧給水ポンプ、逆洗ポンプ、制御盤等 |
| (2)所在地 | 串間市大字西方 8970 番地 |
| 庁舎名 | 宮崎県串間総合庁舎 |
| 装置構成 | 井戸用水中ポンプ、ろ過装置、受水槽、薬注装置、
加圧給水ポンプ、逆洗ポンプ、制御盤等 |
| (3)所在地 | 都城市北原町 24 街区 21 号 |
| 庁舎名 | 宮崎県都城総合庁舎 |
| 装置構成 | 井戸用水中ポンプ、ろ過装置、受水槽、薬注装置、
加圧給水ポンプ、逆洗ポンプ、制御盤等 |
| (4)所在地 | 小林市細野 367 番地 2 |
| 庁舎名 | 宮崎県小林総合庁舎 |
| 装置構成 | 井戸用水中ポンプ、ろ過装置、受水槽、薬注装置、
加圧給水ポンプ、逆洗ポンプ、制御盤等 |
| (5)所在地 | 西都市大字三宅字下鶴 9451 番地 |
| 庁舎名 | 宮崎県西都総合庁舎 |
| 装置構成 | 井戸用水中ポンプ、ろ過装置(2 台)、受水槽、薬注装置(2 台)、
加圧給水ポンプ、逆洗ポンプ、制御盤等 |
| (6)所在地 | 児湯郡高鍋町大字北高鍋 3870 番地 1 |
| 庁舎名 | 宮崎県高鍋総合庁舎 |
| 装置構成 | 井戸用水中ポンプ、ろ過装置(2 台)、受水槽、薬注装置(2 台)、
加圧給水ポンプ、逆洗ポンプ、制御盤等 |

- (7)所在地 日向市中町 2 番 14 号
庁舎名 宮崎県日向総合庁舎
装置構成 井戸用水中ポンプ、ろ過装置、受水槽、薬注装置、
加圧給水ポンプ、逆洗ポンプ、制御盤等
- (8)所在地 延岡市愛宕町 2 丁目 15 番地
庁舎名 宮崎県延岡総合庁舎
装置構成 井戸用水中ポンプ、ろ過装置、受水槽、薬注装置、
逆洗ポンプ、制御盤等
- (9)所在地 西臼杵郡高千穂町大字三田井 22 番地
庁舎名 宮崎県西臼杵支庁舎
装置構成 井戸用水中ポンプ、ろ過装置、造水装置、受水槽(2 基)、
薬注装置、加圧給水ポンプ(中水用)、送水ポンプ(飲用水用)、
逆洗ポンプ、制御盤等
- (10)所在地 宮崎市下北方町横小路 5928 番地
庁舎名 特別公舎
装置構成 井戸用水中ポンプ、受水槽、沈殿槽、薬注装置、加圧給水ポンプ、
制御盤等

4 委託期間

令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日まで。

5 業務内容

(1) 総合庁舎

①ろ過装置

- ・外観点検、試運転、逆洗、弁開閉確認、圧力計確認、電流値・絶縁抵抗測定等

②薬注装置

- ・ポンプ動作確認、残留塩素測定、薬液補充等（次亜塩素酸ソーダ及び凝集剤(PAC)を含む）
※薬液補充は毎月 1 回

③ポンプ類

- ・目視検査、電流値・絶縁抵抗測定、パッキン調整等

(2) 西臼杵支庁舎

①造水装置(AW-7200M)

- ・外観点検、試運転、逆洗確認、逆浸透膜能力確認及び出口圧力測定等
逆浸透膜の薬品洗浄(1 回/年:2 月)、プレフィルター交換(4 回/年)等
弁開閉確認、減圧弁確認、圧力計確認、電流値・絶縁抵抗測定等
生産水量点検調整、高圧ポンプ、駆動モーター、ベルト点検調整及び計測等

②薬注装置

- ・外観点検、ポンプ動作点検調整、残留塩素測定、薬液補充等（次亜塩素酸ソーダを含む）
※薬液補充は毎月 1 回

- ③ろ過装置
 - ・外観点検、試運転、逆洗、弁開閉確認、圧力計確認、電流値・絶縁抵抗測定等
再生動作、ろ過流量の点検調整、ろ過器入口圧力測定、ろ材の点検等
- ④ポンプ類(各種)
 - ・外観点検及び調整、動作試験、電流値・絶縁抵抗測定、パッキン調整等
井戸ポンプ用インバータ出力及び出入口の圧力測定等
井戸水汲上げ及び、安全弁、減圧弁の点検調整等
- ⑤受水槽（2基／中水用、飲用水用）
 - ・外観点検、タンク内点検及び清掃(4回/年)等
- ⑥その他
 - ・制御盤、計器類、設備全体運転調整等
 - ・各種運転データ等
- (3) 特別公舎
 - ①井戸用水中ポンプユニット（32BHS46.6SA）
 - ・試運転、性能確認、電流値・絶縁抵抗測定
 - ②薬注装置（PX-31-VFC-HW）
 - ・目視検査、試運転、残留塩素測定、薬液補充（次亜塩素酸ソーダ含む）
 - ③加圧ポンプ（25BNBMD6.4SA）
 - ・目視検査、試運転、電流値・絶縁抵抗測定、パッキン調整等
 - ④受水槽、沈殿槽等
 - ・電極棒確認、内部水位確認、槽内清掃（7×2.65×1.45h）年1回（1月実施）
- (4)水質検査（総合庁舎、西臼杵支庁舎のみ）
 - ①8月点検の際に実施
 - ・水質検査1 全9庁舎 飲料水 A表項目
C表項目
D表項目 （R9年度に実施）
 - ・次亜塩素酸ソーダ及び凝集剤(PAC)全数取替
 - ②2月点検の際に実施
 - ・水質検査2 全9庁舎 飲料水 B表項目
- (5)共通
 - ①装置各部のボルト、ナットの締め直し
 - ②装置各部の清掃及び注油
- (6)点検は、5月、8月、11月及び2月の各月にそれぞれ1回実施すること。
ただし、薬液補充は毎月1回実施すること。
- (7)点検に当たっては、事前に実施予定日を連絡すること。
- (8)点検後は、実施報告書に点検の状況を撮影した写真を添付の上、速やかに提出すること。
- (9)保全業務に要する下記の材料等は、無償で取り替えること。
 - ア ボルト、ナット、ヒューズ類
 - イ グリース及び潤滑油類
- (10)点検の結果、(9)以外の部品等の取り替えを要する場合は、直ちに報告すること。
- (11)委託期間中の井戸用ろ過・造水・滅菌装置の故障については呼び出しに応ずること。
- (12)水質検査については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第四条に規

定する建築物環境衛生管理基準を満足するものとする。

(12)水質検査試料を採水する際は、当該施設管理者の立会のもと実施すること。

(13)水質検査により、(12)の管理基準数値を満足しない結果の場合は、原因を調査し、機器再調整のうえ、再度水質検査を実施検証するものとする。なお、この際の費用については、受託者負担とする。

A表 (水質検査:16項目) 8月

- ・一般細菌
- ・大腸菌
- ・亜硝酸態窒素
- ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- ・塩化物イオン
- ・有機物(全有機炭素 (TOC)の量)
- ・pH 値
- ・ 味
- ・臭 気
- ・色 度
- ・濁 度
- ・鉛及びその化合物
- ・亜鉛及びその化合物
- ・鉄及びその化合物
- ・銅及びその化合物
- ・蒸発残留物

B表 (水質検査:11項目) 2月

- ・一般細菌
- ・大腸菌
- ・亜硝酸態窒素
- ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- ・塩化物イオン
- ・有機物(全有機炭素 (TOC)の量)
- ・pH 値
- ・ 味
- ・臭 気
- ・色 度
- ・濁 度

C表 (水質検査:12項目) 8月

- ・シアン化物イオン及び塩化シアン
- ・塩素酸
- ・クロロ酢酸
- ・クロロホルム
- ・ジクロロ酢酸
- ・ジブロモクロロメタン
- ・臭素酸
- ・総トリハロメタン
- ・トリクロロ酢酸
- ・ブロモジクロロメタン
- ・ブロモホルム
- ・ホルムアルデヒド

D表 (水質検査:7項目) 8月

- ・四塩化炭素
- ・シス-1,2-ジクロロエチレン及び
トランス-1,2-ジクロロエチレン
- ・ジクロロメタン
- ・テトラクロロエチレン
- ・トリクロロエチレン
- ・ベンゼン
- ・フェノール類